

第14期第29回

札幌市農業委員会総会議事録

日 時:令和7年11月25日(火) 午後2時

場 所:札幌市役所本庁舎 18階 第2常任委員会会議室

第14期第29回 札幌市農業委員会総会

出席者名簿

議席	氏名	出欠
1	生野 隆雄	出席
2	山本 和夫	出席
3	藤井 徹	出席
4	大西 智樹	出席
6	上山 雅彦	出席
7	千葉 悅子	出席
8	氏家 正喜	出席
9	平佐 雅勝	出席
10	橋場 和実	出席
11	吉田 長幸	出席
農地利用最適化 推進委員	澤田 喜幸	議案第2号の調査 員として出席
農地利用最適化 推進委員	松下 秀彰	議案第2号の調査 員として出席

事務局	事務局長 高本 俊	
	次長 村上 史明	
	振興係長 後藤 園恵	
	農地係長 宮崎 伸一	

総会に係る付議議案等

区分	議題	備考
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	
議案第2号	現況証明について	
議案第3号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について	
報告第1号	農地所有適格法人報告書等の提出について	
報告第2号	農用地利用集積等促進計画の認可・公告について	
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について	
報告第4号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	
報告第5号	現況証明について(事務局長専決)	
報告第6号	地目変更登記に係る登記官からの照会について(事務局長専決)	
報告第7号	令和7年度利用状況調査の結果について	

第14期第29回農業委員会総会 議事録

令和7年11月25日(火)

発言者	議事内容
議長	<p>これより第14期札幌市農業委員会第29回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席状況でございますが、欠席の連絡はありませんでした。委員総数10名中、出席者10名で過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、議席番号9番の平佐委員と議席番号10番の橋場委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、議案3件、報告7件となっております。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>なお、発言する際は、議長の許可を得てから発言してください。</p> <p>はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について上程いたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>1ページの申請番号20-302番につきましては、所有権移転でございます。本件は、前回の総会で「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請」について、ご審議をいただいた農地でございます。</p> <p>譲受人はトマトやきゅうり等を生産する予定の農家でございます。</p> <p>場所でございますが、資料1-1の位置図をご覧ください。8月28日に事務局職員が現地を確認しております。</p> <p>要件につきましては、資料1-2の調査書をご覧ください。申請内容の審査と現地調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当していないため、同法第3条の許可要件を満たしていると考えられます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議がありませんので、議案第1号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「現況証明」について上程いたします。初めに番号1番につきまして、代表の澤田推進委員から説明をお願いいたします。</p>

発言者	議事内容
澤田委員	<p>推進委員の澤田です。調査員を代表してご説明いたします。</p> <p>2ページの番号1番の北区篠路町上篠路の件につきまして、11月5日に生野会長、山本委員と私の3人で現地調査を行いました。</p> <p>申請地の位置については資料2の位置図をご覧ください。</p> <p>申請地の状況ですが、所有者の父親が昭和50年頃まで牧草を作っていましたが、その後不耕作になり、平成の初期頃から土地の一部を資材置場や廃品の保管場所として無断で賃貸し始めました。</p> <p>申請者は、令和6年に相続し、無断で作られた建物や投棄されていた産業廃棄物の撤去をしてきましたが、受け入れ処分場がなくなり、これ以上処分することができない状況とのことで本申請をなされています。</p> <p>調査を行った結果、土地の半分は30年以上不耕作の状態で、砂利等が入り締め固まった土地であるため、農地への復元は困難な状態ですが、残り部分の多くは、機械を入れれば耕作可能な土地であるため「農地及び非農地」として提案いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	続きまして、番号2番につきまして、代表の松下推進委員から説明をお願いいたします。
松下委員	<p>推進委員の松下です。調査員を代表してご説明いたします。</p> <p>2ページの番号2番の厚別区厚別町山本の件につきましては、10月15日に橋場委員、吉田委員と私の3人で現地調査を行いました。</p> <p>申請地の位置については、資料3-1の位置図をご覧ください。</p> <p>申請地では、どうもろこしや茄子等を作っていましたが、平成7年頃に共に農業を行っていた夫の体調が悪くなり、トラクターも故障したことから、耕作や維持管理ができなくなったということです。</p> <p>現在は高い雑草に覆われており、排水状況も悪く、30年以上耕作されておらず、今後も農業上の利用は見込まれません。</p> <p>そのほか、申請地に係る調査内容は、資料3-2のとおりです。</p> <p>このような現況から、「相当期間不耕作の状態が続いている土地への対応指針」第3条(1)の「自然的に荒廃した土地で、不耕作の状態になってから10年程度経過し、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないもの」に該当すると認められることから「非農地」として提案いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
藤井委員	はい。

発言者	議事内容
議長	どうぞ。
藤井委員	番号1番について、一部が農地で一部が非農地のことですが、この表現で良いのでしょうか。面積のうち、測量してどこが農地でどこが非農地ですという説明がある方がよいのではないでしょうか。
農地係長	現況証明は、あくまでも農地と非農地が混在している土地として交付することになりますので、測量もされておりません。
藤井委員	では、証明の項目では、境界が分からぬといふ事ですか。
農地係長	測量して分筆されましら、その部分については非農地といふ証明を交付することができますが、現時点ではこの内容になっております。
藤井委員	それだと、現況の確認を行ったのに、引き続きの課題が残るのではないかでしょうか。
事務局次長	現況証明の申請ですので、農地の現況を証明するということで、農地の部分と非農地の部分がありますといふ証明になります。藤井委員のおっしゃるとおり、今後この農地の手続きをするといふ事になれば、測量し、分筆したあとで、改めてその農地の現況がどうかといふ証明を交付するといふ事になります。
藤井委員	わかりました。
	(異議なし)
議長	異議がありませんので、議案第2号につきましては原案どおり決定いたします。 ここで澤田推進委員は退席されます。 (澤田推進委員 退席) 続きまして、議案第3号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
振興係長	ご説明の前に議案の差し替えがありますので、本日配布した議案をご覧ください。 それではご説明いたします。 申請番号 20-613 番から 20-616 番につきましては、同一の借主による期間満了に伴う再設定でございます。借主は牧草を生産する農家でございます。 貸借期間は3年間でございます。 事務局職員が現地を確認しております。 説明は以上でございます。
議長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。

発言者	議事内容
	(異議なし)
議長	<p>異議がありませんので、議案第3号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>以上をもって、本日の議案審査を終了いたします。</p> <p>続いて報告事項に移ります。報告第1号から第7号について事務局から説明をお願いいたします。</p>
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>5ページの報告第1号「農地所有適格法人報告書等の提出」について、今回は2社の農地所有適格法人及び1社の農地所有適格法人以外の法人から報告書の提出がございました。</p> <p>農地所有適格法人につきましては資料4-1及び4-2をご覧ください。いずれも、報告書を審査した結果、農地法第2条第3項各号に定める4つの要件「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」をすべて満たしておりますので、農地所有適格法人としての要件を満たしていると認められます。</p> <p>続きまして、農地所有適格法人以外の法人につきましては、資料5をご覧ください。報告書を審査した結果、農地法第3条第3項に定める2つの要件である「地域の農業者との適切な役割分担」及び「業務執行役員のうち1名以上の常時従事」を満たしていると認められます。</p> <p>次に、6ページから11ページまでの報告第2号「農用地利用集積等促進計画の認可・公告」について、9月24日の第27回総会でご審議いただき、北海道農業公社に対し、促進計画を定めるべき旨の要請をした件で、公社より札幌市長あてに認可申請があり、札幌市長より認可した旨の通知がありましたのでご報告いたします。</p> <p>次に、12ページの報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知」について、番号55-252番につきましては、借主が経営規模を縮小するため合意解約した旨の通知があつたものです。</p>
農地係長	<p>続きまして、13ページの報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、東区で1件の届出がありました。</p> <p>この届出は、市街化区域内の農地を個人住宅に転用するもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものです。</p> <p>次に、14ページから17ページまでの報告第5号「現況証明」について、北区で3件、東区で7件、白石区で3件、厚別区で2件、豊平区で4件、清田区で4件、南区で6件、西区で6件、手稲区で3件、合計38件の申請がありました。</p> <p>当該地を調査した結果、建物敷地や宅地等であったことから、すべて</p>

発言者	議事内容
農地係長	<p>「非農地」として現況証明書を交付しております。</p> <p>次に、18 ページの報告第6号「地目変更登記に係る登記官からの照会」について、清田区で1件の照会がありました。</p> <p>当該地を調査した結果、農地以外の土地であると認められましたことから、「非農地」として回答したものです。</p> <p>最後に、19 ページの報告第7号「令和7年度利用状況調査の結果」について、今年度の利用状況調査は、農業委員、推進委員、事務局職員で、6月から9月にかけて現地調査を実施し、10月の検討会を経て、今年度の調査結果を取りまとめました。</p> <p>資料6-1の遊休農地集計表をご覧ください。1番下の全市の計欄について、今年の調査では、33 筆、93,837 m²の遊休農地が減少し、それに対して、12 筆、88,830 m²の新たな遊休農地が発生しました。その結果、今年度の遊休農地は、92 筆、552,070 m²となっております。</p> <p>この 92 筆の遊休農地につきましては、原則として利用意向調査の対象となりますことから、準備が整い次第実施してまいります。</p> <p>次に、資料6-2の遊休農地減少内訳表をご覧ください。1番下の全市の計欄について、遊休農地の減少内訳は、営農再開もしくは保全管理がなされた農地が 5 筆、19,108 m²、荒廃が進み農地としての再生利用が困難と判断したもののが、現況証明の申請があり非農地となったものが 28 筆、74,729 m²となっております。</p> <p>なお、再生利用が困難との判断は、利用状況調査の現地調査とは別日に、農業委員及び推進委員による現地調査等を実施し、計3名の同委員の協議によって行ったもので、今後、非農地通知を発送いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議長	以上の報告について、何かご質問はございませんか。
	(質問なし)
議長	<p>なければ、これで報告案件を終わらせていただきます。</p> <p>これをもちまして、本日の総会は終了いたします。</p> <p>次回の総会開催でございますが、令和7年 12 月 22 日、月曜日、午後4 時からの開催を予定しておりますが、ご都合はいかがでしょうか。</p> <p>よろしければ、第 30 回総会は令和7年 12 月 22 日、月曜日、午後4 時からといったしますので、よろしくお願ひいたします。</p>

開始時間 午後2時00分 終了時間 午後2時20分